

令和6年度第2回福岡市文化財保護審議会 会議要旨

(1) 会議名 令和6年度第2回 福岡市文化財保護審議会

(2) 開催日時・場所 令和7年2月10日(水) 10:30～12:00
福岡市赤煉瓦文化館 会議室3

(3) 出席者

〔委員〕(50音順)

井手 誠之輔	九州大学大学院教授
上原 誠一郎	元九州大学大学院助教
佐伯 弘次	九州大学名誉教授
坂上 康俊	九州大学名誉教授
須永 敬	九州産業大学教授
高橋 昌彦	福岡大学教授
藤岡 健太郎	九州大学教授
宮岡 真央子	福岡大学教授
宮本 一夫	九州大学名誉教授

〔事務局〕

福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課

(4) 議事・報告

議事(1)福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領について

議事(2)令和6年度 福岡市文化財指定候補について

事務局報告(1)「旧九州芸術工科大学環境画像棟ほか4件」の国登録答申について

事務局報告(2)「旧大學湯」の国登録答申について

(5) 公開・非公開の別(非公開部分がある場合は、その理由)

議事(1)は会議当日非公開(福岡市情報公開条例第7条第1項第4号による)

議事(2)、事務局報告(1)、(2)は公開

(6) 傍聴人の人数

1人

(7) 会議資料

【資料1】福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領について

【資料2】指定文化財候補及び位置図

【資料3】令和6年度福岡市指定文化財候補について(指定調書)

【資料4】福岡市文化財指定同意書(部分公開:福岡市情報公開条例第8条第2項による)

【資料5】「旧九州芸術工科大学環境画像棟ほか4件」の国登録答申について

【資料6】「旧大學湯」の国登録答申について

【資料7】福岡市文化財保護審議会 関係条例・規則(抜粋)

【資料8】福岡市内指定文化財区分別件数一覧・福岡市内登録文化財区分別件数一覧

(令和7年2月10日時点)

（８）議事内容

○議事（１） 福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領について

- 事務局 議事の趣旨説明、および資料１にもとづき、福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領の事務局案について説明。

議論内容

- 委員 傍聴人定員について、従来型のマスコミ以外の報道関係者も含まれるか。
- 事務局 報道に関する詳細の取り扱いについては、審議会とその都度相談をして決めたい。

- 委員 SNS での情報漏洩に対して懸念があるが、どのように対応するか。
- 事務局 事務局案はインターネット配信禁止も想定しており、同案で対応可能である。

- 委員 個々の文化財の委員会も原則公開か。
- 事務局 委員会ごとに個別に対応したい。

- 委員 会議要旨の記載内容はどの程度詳細に記載されるのか。
- 事務局 審議状況の表現は、署名の委員、会長含めてその都度相談をして決めたい。

決定事項

福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領が賛成多数で承認された。

○議事（２） 令和６年度 福岡市指定文化財候補について

無形民俗文化財「筥崎宮玉せせり行事」

- 事務局 資料２～４にもとづき、福岡市指定文化財候補無形民俗文化財「筥崎宮玉せせり行事」について諮問時に指摘された点、および令和７年１月３日に実施された同行事の調査成果について説明。

議論内容

- 委員 歴史的な変遷がよく理解できた。前半で「せせる」と「競り」の違いに触れ、名称として「玉せせり」が適切と発表されたが、新宮町の磯崎では「玉競祭」、福間では「玉せり」と呼ばれている。これらが「せせり」の縮約か「競る」に由来するのか知りたい。
また、文中に「競り子」という言葉が出たが、明治以降に「競る」と漢字が使われ始めた後に生まれた言葉なのか知りたい。
- 事務局 磯崎と福間の名称違いは不明。今年磯崎神社の玉競祭を見学したが、氏子は「たませりさい」と呼んでいた。行事自体は競り合いではなく玉に触れることに重点が置かれている。名称の由来は現時点で不明。
明治時代の新聞では「競り子」はあまり見られない。一方、現在の氏子は「競り子」を自称している。言葉の起源は現時点で明確ではない。

- 委員 今年伊崎の玉せせりを見たが、家々に福を運ぶ事例のように見えた。それと比べて筥崎宮の玉せせりは特徴的。競り合う行事は正月の修正会で多い。岡山市の「西大寺会陽」

では宝木の争奪が行われる。宮崎宮の玉せせりが奪い合う形に変わった理由を考えるヒントになる。

宮崎宮という大寺社に伝わり、玉を奪い合うという形で行われている本行事は、指定文化財にふさわしい。

-委員 宮崎宮以外の玉せせりも恵比須信仰に基づいているのか。

-事務局 他の神社の玉せせりも恵比須神社から始まる行事が多い。ただし、いずれも小規模な行事で信仰との結びつきが明確ではない。恵比須神社が起点となるという行事の特徴から、宮崎宮と同様の信仰基盤があると考えている。

-委員 玄海灘沿岸の玉取行事の普遍性と宮崎宮の特殊性との連結が明確でない。指定理由には規模や知名度が述べられているが、奪い合う要素が宮崎宮の特殊性であり、「玉せせり」や「玉せり」という言葉に引きずられすぎているように思う。

玄界灘沿岸の一連の玉取行事とその中における宮崎宮の玉せせりの特殊性を指定理由に明記すべき。

-事務局 宮崎宮の玉せせりは元来触ることが主眼であったが、箱崎という土地の性格も背景としながら祭礼化により奪い合いが生まれた。一方、宮崎宮の玉せせりには玉を持ち込むという考え方も色濃くあった。指定理由に特殊性の記述を追加予定。地域的な特徴も説明に加える。

-委員 調書の冒頭で「福岡市の年頭を飾る祭礼」とあるが、誤解を招く可能性があるため表現を修正希望する。

-事務局 調書の表現を修正する。

-委員 参考文献に「博多ことば」と「福岡方言」という表現がある。説明の中で福岡方言という言葉を使っていたが、福岡方言とする時は、いわゆる博多弁と福岡弁を含む意味で使っているのか。

-事務局 その通りである。したがって、「せせる」という方言は博多方言に限らない。

-委員 行事は有名で指定に値する。中世の資料から玉せせりの起源を探りたいが、自分もあまり記憶にない。

-委員 木玉はもともと石だったか。石と玉の関連で宇美八幡宮だけは離れているが神功皇后伝説でつながるかもしれない。

-事務局 石を奪い合う中で玉せせりが始まった説があるが確証はない。磯崎神社では石を使用しているため可能性はある。

-委員 指定理由にある保護措置について、福岡市の具体的な計画は。

-事務局 福岡市補助事業の対象となり、普及啓発事業も実施予定。来年度は博物館での展示も計

画中。

決定事項

令和 6 年度の福岡市指定文化財候補 無形民俗文化財「宮崎宮玉せせり行事」の指定について
全会一致で議決された。

注

資料 3・4 については委員の指摘に従い、修正したものを公開する。

この議事内容は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 7 年 7 月 28 日

福岡市文化財保護審議会委員

署名人 須永 敬

署名人 宮岡 真央子